

# 知的財産権関係訴訟における東京高裁専属管轄化についての意見

(2002年12月12日)

今般、法制審議会民事・人事訴訟法部会では、知的財産権関係訴訟における裁判管轄集中化の動きとして、地裁レベルでは東京地裁と大阪高裁に、高裁レベルでは東京高裁に専属管轄化する意見が主張されている。

当連合会としては、以下の理由から、高裁レベルでの専属管轄化については、大阪地裁で審理された訴訟を控訴する場合には、**東京高裁への管轄のみならず大阪高裁への管轄も認めることができる競合管轄とすることを要望する。**

- (1) 判例を統一し予見性を図るという趣旨であるならば、裁判の迅速化を図り最高裁レベルで行うべきである。
- (2) 仮に、東京高裁に一本化された場合、東京に本社機能を有しない優秀な技術力を持つ多くの関西以西の企業にとっては、裁判の提起が難しくなる恐れがある。
- (3) すでに大阪高等裁判所には知的財産権関係訴訟について集中部が設置されており、その専門的訴訟審理能力を積極的に活用するという意味から、高裁レベルでも二か所の管轄が望ましい。

よって、**当連合会としては、東京高裁への専属管轄化については反対する。**